

## 群馬東部水道企業団水道用材料審査基準及び承認に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬東部水道企業団水道用材料審査委員会設置要綱第3条の規定に基づき、水道用材料の承認にあたっての審査基準及び承認の手続きを定める。

(承認の対象)

第2条 水道用材料は、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）及びその他関連規格に適合したものとする。

(承認の要件)

第3条 水道用材料の承認要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日本産業規格（JIS）品
- (2) 日本水道協会（JWWA）規格品
- (3) 第三者認証品
- (4) 自己認証品
- (5) その他審査委員会が認めた規格品

(承認の申請)

第4条 水道用材料の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を企業長に提出するものとする。

- (1) 水道用材料承認申請書（様式第1号）
- (2) 水道用材料承認申請一覧表（様式第2号）
- (3) 仕様書
- (4) 承認図
- (5) 製品規格書
- (6) 製品検査・試験書
- (7) 検査・試験結果成績報告書等
- (8) 納入実績表
- (9) 見積書
- (10) その他製品カタログ、参考資料及び技術資料等

(承認の審査)

第5条 申請者から申請書類が提出されたときは、工務課で受け付ける。

2 申請書類を受け付けるときは、速やかに書類審査し、必要な書類が整っているか確認した後に受理し、群馬東部水道企業団水道用材料審査委員会（以下「委員会」という。）の審査の手続きを行う。

(水道用材料の承認)

第6条 水道用材料が委員会で承認されたときは、申請者に水道用材料承認通知書（様

式第3号)を通知する。

(水道用材料の不承認)

第7条 水道用材料が委員会で承認されなかったときは、申請者に不承認理由を付して水道用材料不承認通知書(様式第4号)を通知する。

(水道用材料の変更)

第8条 承認を受けた申請者(以下「承認申請者」という。)は、承認を受けた水道用材料(以下「承認水道用材料」という。)の承認事項に変更があったときは、速やかに水道用材料承認事項変更届(様式第5号)を企業長に提出しなければならない。

2 水道用材料承認事項変更届が提出されたときは、承認事項の変更内容を書類審査し、審査結果を委員会に報告して、審議を受けるものとする。

(水道用材料の取消)

第9条 承認水道用材料が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すものとする。

(1) 第3条に規定する要件に適合しなくなったとき

(2) 申請に虚偽の内容があったとき

(3) 承認水道用材料を使用した企業団給水区域内(分水区域含む)の配水管網(浄水施設含む)又は給水装置に、承認申請者の帰すべき事由により事故又は不具合等が生じたとき

(4) その他委員会が認めるとき

2 承認を取り消すときは、委員会で審議をするものとする。

3 前項の審議により承認が取り消されたときは、水道用材料承認取消通知書(様式第6号)を承認申請者に通知する。

(水道用材料の製品検査)

第10条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認水道用材料の製品検査を承認申請者に求めることができる。

(1) 第9条第1項第3号に該当したとき。

(2) その他委員会で製品検査が必要であると認めたとき。

(その他)

第11条 この要領の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日までに使用している水道用材料は、令和9年3月31日まで承認したものとみなす。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）群馬東部水道企業団 企業長

（申請者）

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

### 水道用材料承認申請書

下記の水道用材料について、群馬東部水道企業団水道用材料審査基準及び承認に関する要領第4条の規定に基づき関係書類を添付のうえ、申請します。

#### 記

1. 製品名

2. 型式・口径・形状・寸法など

3. 添付資料

水道用材料承認申請一覧表（様式第2号）

仕様書

承認図

製品規格書

製品検査・試験書

検査・試験結果成績報告書等

納入実績表

見積書

その他製品カタログ、参考資料及び技術資料等

※承認を受けたい水道用材料によって添付資料の内容に違いが生じます。

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

群馬東部水道企業団  
企業長

水道用材料承認通知書

年 月 日付で申請のあった水道用材料について、下記のとおり承認しましたので通知します。

なお、承認しました水道用材料の承認事項に変更が生じた場合は、速やかに承認事項の変更届を提出してください。

記

1. 水道用材料名 :
2. 承認年月日 : 年 月 日
3. 承認一覧明細 :

様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

群馬東部水道企業団  
企業長

水道用材料不承認通知書

年 月 日付で申請のあった水道用材料について、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

1. 不承認理由

群馬東部水道企業団水道用材料の審査基準及び承認に関する要領第3条で定める承認に必要な要件（第 号関連）を満たしていないため。

2. その他

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）群馬東部水道企業団 企業長

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

### 水道用材料承認事項変更届

水道用材料の承認事項に関して、下記のとおり変更が生じたので届け出します。

なお、この届出書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

#### 記

1. 水道用材料名：
2. 変更事項：
3. 変更事項対比表：  
（変更事項が分かる対比資料）

様式第6号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

群馬東部水道企業団  
企業長

水道用材料承認取消通知書

年 月 日付で承認しました水道用材料を下記の理由により取り消しましたので  
通知します。

記

1. 承認水道用材料名：

2. 承認取消理由

群馬東部水道企業団水道用材料審査基準及び承認に関する要領第9条第1項 に該  
当するため。

3. その他